

平成 26 年度 MFA フットサルリーグ運営要項

1. 主 催： 室蘭地区サッカー協会
2. 主 管： 室蘭地区サッカー協会フットサル委員会・フットサルリーグ運営委員会
3. 開催期間： 当該年度 5 月～2 月
4. 登録料・リーグ参加
 - 1) (公財)日本サッカー協会 (チーム登録料 ¥3,000・個人登録料 ¥1,000・機関誌購読料 ¥5,000)
 - 2) 室蘭地区サッカー協会 (チーム登録料 ¥5,000・個人登録料 ¥1,300)
 - 3) フットサルリーグ運営費 ¥20,000
 - 4) その他リーグ運営に必要な経費については、都度協議する。
5. 参加資格
 - 1) (公財)日本サッカー協会フットサル「チーム」「選手」登録及び室蘭地区サッカー協会に登録完了したチームであり、室蘭地区サッカー協会の管轄内のチームである事。
 - 2) 参加選手は他フットサルチームに二重登録されていない事。
 - 3) チームはフットサル審判員が 4 名以上いる事。又、審判服を常備し、着用して審判に当たる事。
 - 4) チームは運営委員 1 名を選出し、必ず運営会議等に参加してリーグ運営を円滑に進める事。
 - 5) 選手は、スポーツ障害保険、又はそれに準ずる保険に加入している事。
 - 6) 1 部優勝チームは地区リーグ決勝大会 (北海道フットサルリーグ入れ替え戦) への参加を義務付ける。
※今年度の登録制度次第ですが、1 部リーグ参加チームには連盟登録し、別途 ¥2000 登録料が加算するため、運営費の中で支出することと致します。(チーム登録のみで、連盟発足ではありません。)
 - 7) 会場の都合により参加チーム数を制限する場合があります。
6. 選手エントリー・ユニフォーム
 - 1) 前項の参加資格を有し選手のエントリー人数は 8 名以上が望ましい。
 - 2) 選手エントリーは年度初め (後日決定) をもって行いリーグ戦終了迄有効とする。
 - 3) 選手エントリーは、当該年度をもって 16 歳以上 (高等学校在学中の選手はこの年齢制限を適用しない) の男子のみとする。但し、18 歳未満の選手は親権者の承認印のある親権者同意書を提出のこと。
 - 4) 選手の追加登録、削除は室蘭地区サッカー協会及びフットサル委員会に所定の事項を記入のうえ提出のこと。
 - 5) ユニフォームは色の違うものを 2 着登録し、常備すること。又、ゴールキーパーはフィールドプレイヤーと異なる色のユニフォームを用意すること。
 - 6) 背番号は選手固有の番号とし、シーズン中の背番号の変更は認めない。
 - 7) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色・紺色と明確に判別しうるものでなければならない。
 - 8) アンダーシャツ、アンダーパンツの色は試合で着用するユニフォームのシャツ、ショーツの色と同色でなければならない。
 - 9) ユニフォームのシャツ裾はショーツへ入れるものとする。

7. 競技規則

- 1) リーグ開幕時の(公財)日本サッカー協会フットサル競技規則に則る。
- 2) 5 ファウル及び第2PKは適用とする。
- 3) ベンチに座る者は必ずユニフォームの色と異なるビブスを着用する事。

8. 組み合わせ及び日程

- 1) 組み合わせは1部、2部の2部制で行い、原則として部毎に第1節から順に対戦するようにする。
部の編成・日程については参加チーム数により決定する。
- 2) リーグ終了後、1部成績下位チームと2部成績上位チームの入れ替えをする。
- 3) 日程は主催協会と協議のうえ開幕2週間前までにチームへ連絡する。

9. 競技方法・リーグ運営

- 1) フットサル委員会によって部毎に運営委員から下記責任者を選出し、自主運営を行う。
 - ①□会場責任者(会場準備・後片付け及び会場使用に関する事項)
 - ②□審判責任者(各試合の審判に関する事項)
- 2) 会場準備・後片付けは、当番チーム運営委員の下に責任をもって行う事。
- 3) 会場準備・後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
ゴール設置・窓ガラス保護対策・チーム用ベンチの配置・その他運営に必要なもの。
- 4) 試合球は各チーム持ち寄りとし、リーグ開幕時に新品ボールを用意する事。
- 5) 試合進行は、主審1名、副審1名、得点・記録2名以上の4名以上で行う事。
- 6) 1節あたりの試合時間は、10分ハーフのランニングタイムとし、ハーフタイムは2分とする。
- 7) 警告が2度に達した選手は次の試合に出られない。又、退場を命じられた選手は規律委員会で処遇を決定する。
- 8) リーグ戦は勝点方式(勝=3 分=1 負=0)で順位を決定する。
勝点と同じ場合は、①当該チーム同士の対戦成績 ②得失点差 ③総得点 ④失点差 更に同率チームがリーグの最上位チーム同士の場合、決定戦を行う。
- 9) 棄権チームの処置
 - ①□棄権の届出は試合1週間前厳守とする。
 - ②□無届け棄権した場合、そのチームを1試合出場停止とし、規律委員会で処遇を決定する。
 - ③□特別な理由により棄権した場合フットサル委員会が調査し、不可抗力であると認めた場合は再試合を行う。この場合、これに供う試合会場の確保・審判員の手配経費については、当該チームが負担するものとする。
 - ④□棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点5・勝ち点3を与える。
 - ⑤□試合成立の必要人数は、GKを含む1チーム5名以上とする。
- 10) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、当該チームは制裁金30,000円を運営委員会に支払う。その後の処置については、MFAフットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 11) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、MFAフットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 12) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動・行動があった場合、その後の処置は、MFAフットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 13) チームの運営委員は、17:30から行うMFAフットサルリーグ運営委員会に必ず出席する事。運営委員が事情により出席できない場合は代理の者が出席する事。
- 14) 試合出場する選手は、選手エントリー用紙を本部へ提出すること。エントリー用紙に記載されていない選手は、その試合に出場することはできない。

- 15) 試合のベンチ入りをする人間は、提出した選手エントリー用紙に記載された監督、助監督、主務及び選手のみとする。また、当該年度をもって16歳未満となるものはベンチ入りを認めない。
- 16) 運営に際し、協力し得なかったチームに対しては、シーズン途中であっても協議の上、リーグから脱退してもらう事もあり得る。
- 17) 選手の移籍は、両チーム代表者が承諾し、リーグ運営責任者へ移籍書類の提出及び、移籍手続き料として1,300円を支払う事。但し、書類提出後、2試合は出場出来ない事とする。
- 18) 審判担当チームが審判員を用意できない場合、MFA フットサルリーグ運営委員会に審判欠席事由報告書の提出及び1名につき違反金を3,000円フットサルリーグ運営委員会に支払う。

10. その他

- 1) 駐車は所定の駐車場に入れる事。又、運営委員会にて指定したところに必ず駐車すること。
- 2) ユニフォームへの広告掲載については、事前に室蘭地区サッカー協会の承認を得なければならない。
- 3) 競技中におけるケガに関しては、チーム・個人が責任を持つ事。但し、ケガの発生についてはフットサルリーグ事務局に必ず報告すること。
- 4) 会場内の備品・器物を破損した場合は、当該チームが負うものとする。
- 5) 登録チームは室蘭地区サッカー協会の行事に協力すること。
- 6) その他

《 要項に関する問い合わせ先 》

室蘭地区サッカー協会 フットサルリーグ事務局 中川和史

携帯 090-5951-8889 Email leone.f.c@gmail.com

※詳細につきましては、下記 ホームページ参照

室蘭地区サッカー協会ホームページ <http://mfa.main.jp>